

園芸施設共済

施設園芸農家の皆様へ

これからの季節、降雪等によるハウス本体への甚大な被害が心配されます。

突然発生する災害に備え、平成27年2月から補償を拡充した園芸施設共済へのご加入をお勧めいたします。

- 園芸施設の再建築価額は、農林水産省が定めた価額を基に決定します。
- 補償額（共済金額）は、再建築価額の8割が上限です。（耐用年数内）
- 被覆材の耐用年数は、施設本体及び附帯施設と異なります。
- 共済掛金は、時価部分に対して5割を国が負担します。（共済金額8,000万円が上限）

自然災害等により被災した施設を再建し、農業経営の継続をバックアップします。

補償充実の概要

- ・ 耐用年数の見直しによる時価額アップ（時価額補償の拡充）
- ・ 新価部分への補償範囲の拡大（農家選択による補償の追加）
- ・ パイプハウスへの撤去費用の導入（撤去費用の対象の拡充）

次ページに補償の拡充内容を紹介いたします。

農林水産省からのお知らせ

重大な気象災害等により被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の実施は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られることから、施設園芸農業者の皆様にとっては、自然災害等に備えて、災害対策の基本となる園芸施設共済に加入しましょう。

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価額補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直ししました。**パイプハウスは、耐用年数が2倍**になります。

共 済 目 的	現 行	見直し後	差
ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	15年	14年	1年短縮
プラスチックハウスⅡ類・Ⅵ類（パイプ）	5年	10年	5年延長
プラスチックハウスⅢ類（簡易鉄骨）	7年	14年	7年延長
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類（鉄骨）	15年	14年	1年短縮
附帯施設	5年	7年	2年延長

(2) 時価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の時価額を、再建築価額の**20%から50%に引き上げました**。このことにより補償する金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

基本（時価額）補償の拡充に加えて、**農家の選択**により、更に大きな補償が受けられます（**復旧費用**といいます）。

(1) 耐用年数内の施設の補償する価額範囲は、再建築価額の100%。

(2) 耐用年数経過後の施設の補償する価額範囲は、再建築価額の75%。

注1：復旧費用に係る共済掛金は、全額農家に負担していただきます。

注2：復旧費用の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合にお支払いします。

3. 撤去費用の対象の拡充

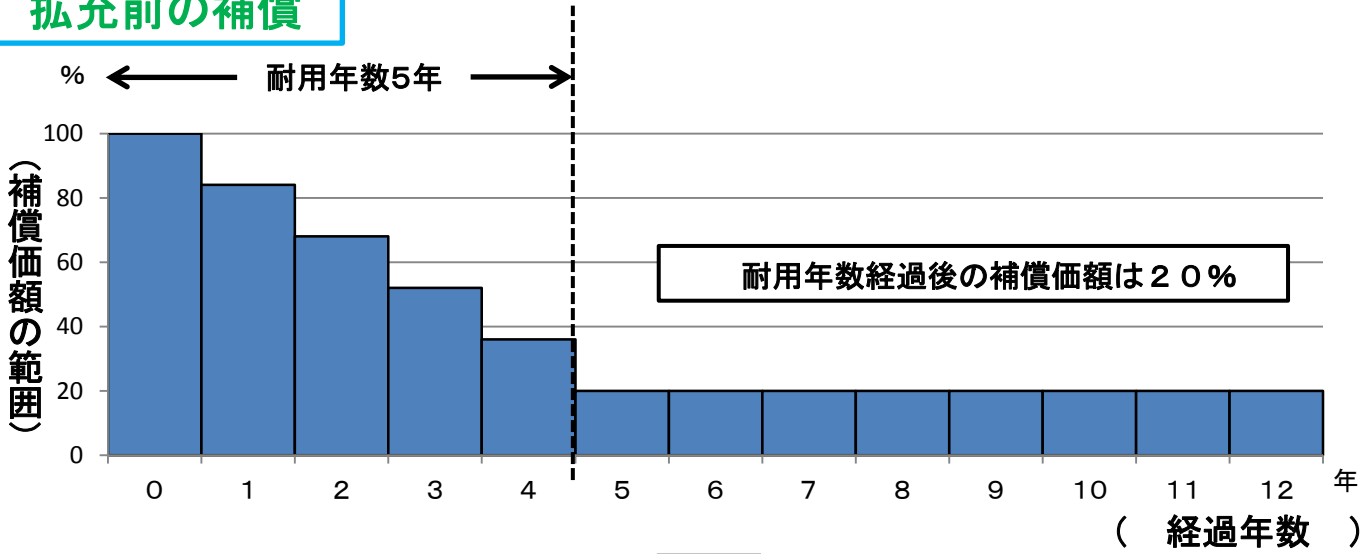
今まで、撤去費用の対象となっていない**パイプハウスも撤去費用の補償対象に追加**されました（農家の選択となります）。

注1：撤去費用は、業者等に依頼し金銭の支出が伴った場合に対象となります。

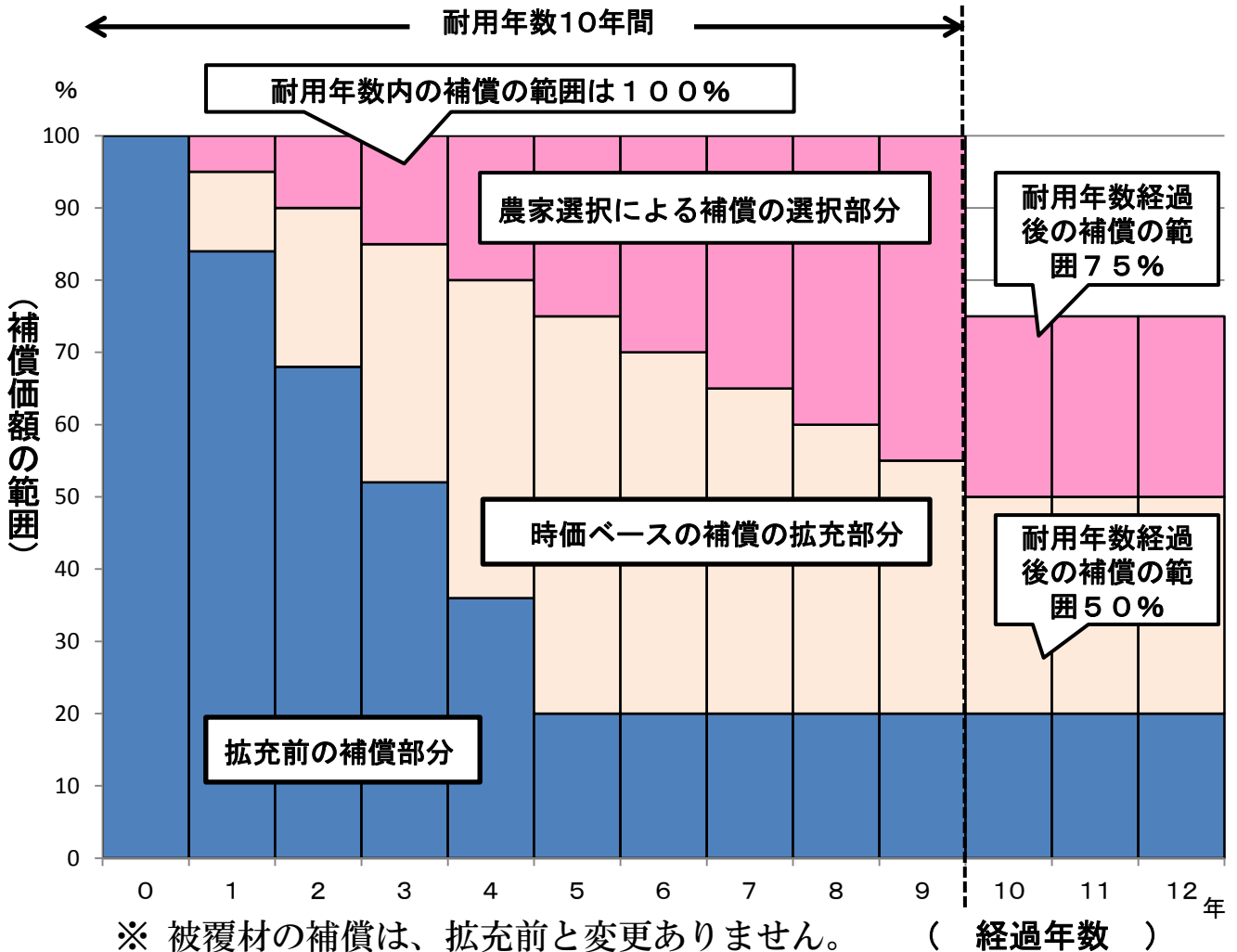
注2：共済金は、撤去が完了した場合にお支払いします。

〈パイプハウス(施設本体)の場合〉

拡充前の補償



拡充後の補償



詳細はお近くのNOSAIにお問い合わせください